

長岡市男女共同参画社会基本条例（概要）

【前文】 条例の制定趣旨、目指す方向
第1章 総則
第1条【目的】 条例を制定する目的
第2条【定義】 条例の中で用いる用語の定義
第3条【基本理念】 <ul style="list-style-type: none">○ 男女の人権の尊重○ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の尊重○ 性別で役割を固定的に捉える意識を反映した制度や慣行が自由な選択の妨げにならない配慮○ 社会のあらゆる分野における方針の立案・決定に平等に参画する機会の確保○ 妊娠・出産などに関する互いの意思を尊重し、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことへの配慮○ 性別に関わりなく社会を支える人材の育成への配慮○ 国際的な理解と協調の下に推進
責務
第4条【市の責務】 第5条【市民の責務】 第6条【事業者の責務】
差別等の禁止等
第7条【性別による差別等の禁止】 第8条【表現上の留意事項】
第2章 推進体制
第9条【推進体制】 第10条【基本計画】
第3章 基本的施策
第11条【教育の分野における施策の推進】
第12条【防災の分野における施策の推進】
第13条【農林水産業及び商工業等の分野における施策の推進】
第14条【雇用の分野における施策の推進】
第15条【仕事と生活の調和の推進】
第16条【人材育成】 第17条【市民及び事業者との協働】
第18条【拠点】 第19条【調査及び研究】 第20条【年次報告】
第21条【広報活動】 第22条【相談窓口の設置】
第23条【附属機関等における委員の構成等】
第4章 苦情処理 第24条【施策に対する苦情への対応】
第5章 男女共同参画審議会 第25条【設置等】
第6章 雑則 第26条【委任】
附則 【施行期日】（平成23年4月1日）